政　令

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十一月十日

内閣総理大臣　菅　　直人

政令第二百二十三号

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第二条第二項及び第三項、第十二条第一項ただし書並びに第五十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次の一号を加える。

十　ライター（たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となつているものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。）	三年

別表第二に次のように加える。

四　ライター（たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となつているものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。）	

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年十二月二十七日から施行する。ただし、次条第二項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の消費生活用製品安全法施行令別表第一第十号に掲げる特定製品（以下「追加特定製品」という。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から九月間は、消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第四条第一項の規定にかかわらず、法第十三条の規定による表示が付されていない追加特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

2　追加特定製品に係る法第十二条第一項の登録を受けようとする者は、この政令の施行前においても、その申請を行うことができる。法第二十二条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

経済産業大臣　大畠　章宏

内閣総理大臣　菅　　直人

省　令

○文部科学省令第二十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月十日

文部科学大臣　高木　義明

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項の次に次の一項を加える。

6　平成二十三年度の私立の大学の収容定員（医学又は歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条に定めるもののほか、平成二十二年十一月十日から同月十五日までの間に文部科学大臣に申請することができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第五百六十八号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年十一月二十七日から効力を生ずる。

平成二十二年十一月十日

法務大臣　柳田　　稔

千葉県長生郡一宮町長

長野県下伊那郡根羽村長

福島県河沼郡湯川村長

北海道厚岸郡厚岸町長

○外務省告示第四百七十三号

平成二十二年七月二十六日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成十五年三月二十八日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったヤムナ川流域諸都市下水等整備計画（Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十四年七月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十二年十一月十日

外務大臣　前原　誠司

○財務省告示第三百七十一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十二年十一月十日

財務大臣　野田　佳彦

輸出統計品目表第二八一一・一九号を次のように改める。

2811.19	―その他のもの	
100	――シアン化水素	KG
900	――その他のもの	KG

輸出統計品目表第二八一二・一〇号を次のように改める。

2812.10	―塩化物及び塩化酸化物	
100	――三塩化カルボニル（ホスゲン）	KG
200	――オキシ塩化りん	KG
300	――三塩化りん	KG
400	――五塩化りん	KG
500	――塩化硫黄	KG
600	――二塩化硫黄	KG
700	――塩化チオニル	KG
900	――その他のもの	KG

輸出統計品目表第二八五三・〇〇号を次のように改める。

2853.00	その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）	
100	―塩化シアン	KG
900	―その他のもの	KG

○外務省告示第四百七十四号

平成二十二年十月二十八日に名古屋で、カンボジア王国及びタイ王国における「メコン森林保護地域の越境生物多様性保全計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際熱帯木材機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　メコン森林保護地域の越境生物多様性保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億七千四百万円

3　署名者

日　本　側　伴野豊外務副大臣

国際熱帯木材機関側　エマヌエル・ゼ・メカ国際熱帯木材機関事務局長

平成二十二年十一月十日

外務大臣　前原　誠司